Ⅱ　運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断基準の遵守状況

1　特定第一種荷主

対象項目	遵守状況		
運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する措置	①　貨物の運送の委託の時から貨物を引き渡し、又は受け取るべき時までの間に、貨物自動車運送事業者等が他の貨物との積合せ、配送の共同化、運送の帰路における車両への貨物の積載その他の措置を講ずるために必要な時間を把握することその他の措置により、当該時間を確保すること。		
	実施状況の詳細	□　ほぼ全ての発注で実施している □　大半の発注で実施している □　一部の発注で実施している □　実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	②　貨物の出荷量及び入荷量の適正化を図ること。		
	②-1　貨物の量の平準化を図ること。		
	実施状況の詳細	□　ほぼ全ての発注で実施している □　大半の発注で実施している □　一部の発注で実施している □　実施していない	
	②-2　貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯の集約を図ること。		
	実施状況の詳細	□　ほぼ全ての発注で実施している □　大半の発注で実施している □　一部の発注で実施している □　実施していない	
	②-3　②-1及び2以外の措置により、貨物の出荷量及び入荷量の適正化を図ること。		
	実施状況の詳細	□　ほぼ全ての発注で実施している □　大半の発注で実施している □　一部の発注で実施している □　実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	③　配車計画及び運行計画を作成する機能を有する情報処理システムの導入を行うことその他の措置により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと。		
	実施状況の詳細	□　ほぼ全ての発注で実施している □　大半の発注で実施している □　一部の発注で実施している □　実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	④　①～③に掲げる取組が適切かつ円滑に行われるよう、開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理その他の貨物の運送に関係する業務に係る各部門間の連携を促進すること。		
	実施状況の詳細	□　ほぼ全てで実施している □　大半で実施している □　一部で実施している □　実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
運転者の荷待ち時間の短縮に関する措置	①　停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう、当該場所の状況を把握することその他の措置により、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。		
	実施状況の詳細（特定第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。）	□　ほぼ全ての発注で実施している □　大半の発注で実施している □　一部の発注で実施している □　実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	②　特定第一種荷主が管理する施設において到着時刻表示装置を導入し、及びこれを適切に活用することその他の措置により、貨物自動車の到着の日及び時刻又は時間帯を調整すること。		
	各施設における状況の詳細（特定第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。）	□　90%以上の施設で実施している □　50%以上90%未満の施設で実施している □　0%超50%未満の施設で実施している □　実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	③　特定第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者に対する寄託物の入庫又は出庫の発注を早期に行うことその他の措置により、当該者が管理する施設における貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。		
	実施状況の詳細	□　ほぼ全ての発注で実施している □　大半の発注で実施している □　一部の発注で実施している □　実施していない	